



ほろのべの恋



▲幌延中学校卒業式

- 平成28年度まちの予算
- 地域おこし協力隊通信vol.5
- 平成28年度幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組について
- 元気21!ほろのべウォーキングラリーの開催について
- 各種補助制度のご紹介について
- 平成28年4月から町の組織が変わります!
- 総合体育館がリニューアルオープンしました
- JR北海道・宗谷本線ダイヤ改正(3月26日)と普通列車減便等に対する幌延町の対応について
- 今年の春に引っ越しされる方へ
- 後期高齢者医療の被保険者の皆さまへ
- 幌延町国民健康保険に加入されている皆さまへ



▲問寒別小中学校卒業式

平成28年度

まちの予算

総額 **58億6,616万6千円**

一般会計 **47億2,600万円**

一般会計

歳入

区分	予算額(千円)	構成比(%)
1款 町税	672,144	14.2
2款 地方譲与税	72,000	1.5
3款 利子割交付金	800	0.0
4款 配当割交付金	500	0.0
5款 株式等譲渡所得割交付金	1,000	0.0
6款 地方消費税交付金	45,000	1.0
7款 自動車取得税交付金	8,000	0.2
8款 地方特例交付金	200	0.0
9款 地方交付税	2,233,000	47.2
10款 交通安全対策特別交付金	600	0.0
11款 分担金及び負担金	15,417	0.3
12款 使用料及び手数料	149,085	3.2
13款 国庫支出金	293,468	6.2
14款 道支出金	232,072	4.9
15款 財産収入	62,360	1.3
16款 寄附金	4,888	0.1
17款 繰入金	190,500	4.0
18款 繰越金	40,000	0.8
19款 諸収入	86,966	1.8
20款 町債	618,000	13.1
歳入合計	4,726,000	100.0

歳出

区分	予算額(千円)	構成比(%)
1款 議会費	52,825	1.1
2款 総務費	580,207	12.3
3款 民生費	479,302	10.1
4款 衛生費	493,791	10.4
6款 農林水産業費	483,914	10.2
7款 商工費	96,941	2.1
8款 土木費	715,361	15.1
9款 消防費	134,371	2.8
10款 教育費	407,693	8.6
11款 災害復旧費	1	0.0
12款 公債費	1,266,594	26.8
14款 予備費	15,000	0.3
歳出合計	4,726,000	100.0

※各区分の構成比は、小数点第1位未満四捨五入のため合計と一致しないことがあります。

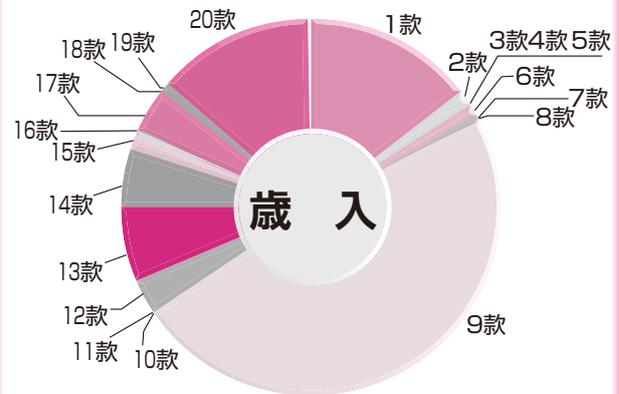
平成28年度の幌延町の予算総額はおよそ58億6,600万円です。財政の健全化を維持しながら、人口減少対策として「幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を推進するため、財源の重点配分を行いました。また、投資的経費は、「まちづくりの基本姿勢」に沿って選択と集中により、産業の振興とくらしの安全安心、子育て・教育環境の充実を重視した予算編成を行いました。

まち・ひと・しごと創生総合戦略関連事業では、移住定住人口の増加に向けて民間賃貸住宅の建設促進と持家住宅の建設等を奨励します。また、妊婦健診の交通費助成や子ども医療費の無料化を高校生まで拡充するなどの子育て支援の充実を図るとともに、各小中学校にタブレット等の情報通信機器を整備し、教育環境の整備を進めていきます。

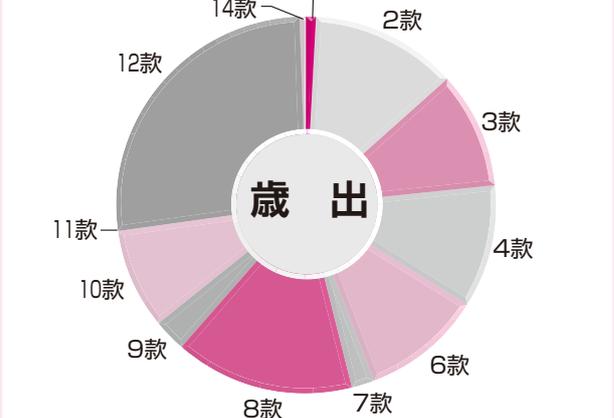
予算総額を前年度と比較すると、およそ6億3,000万円減額していますが、その主な要因は、問寒別生涯学習センター建設事業や総合体育館等改修事業の大型事業が完了したことなどによるものです。

なお、詳細については、「わが町の家計」の発行を予定していますので、概要のみの掲載とさせていただきます。

【一般会計予算歳入構成比】



【一般会計予算歳出構成比】



一般会計

移住定住促進事業（賃貸住宅の建設費補助等）	21,206
移動科学館開催事業（おもしろ科学館屋外イベント）	3,069
エネルギー関連情報収集事業（エネルギー関連施設見学会等）	10,973
深地層の研究等広報事業（実験工作教室開催等）	2,326
ふるさと応援推進事業	2,844
秘境駅の里「ほろのべ」推進事業（秘境駅フェスタ開催経費等）	3,655
役場庁舎補修事業	5,508
景観整備事業	1,692
生活交通路線等維持費補助金	3,511
まちづくり事業（まちづくり事業補助金）	5,000
クリーンエネルギー普及推進事業（家庭用LED照明購入費補助等）	16,311
幌延町まち・ひと・しごと創生事業（地域振興（観光）計画策定業務等）	14,842
地域おこし協力隊運営事業	14,548
参議院議員選挙費	2,858
社会福祉管理費（幌延町社会福祉協議会補助金）	8,543
北星園民営化支援事業	5,555
市民後見人制度推進事業	475
冬の生活支援事業	1,500
年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業	10,481
長寿祝い金支給事業	630
緊急通報システム業務経費	845
高齢者生活支援事業（除雪・給食サービス）	4,134
ホームヘルプサービス支援事業補助金	10,953
ござくら荘支援事業	37,539
障害者介護給付・訓練等給付費	45,629
重度心身障害者医療給付費	4,617
心身障害者等通院交通費助成事業	823
放課後児童クラブ運営事業	4,286
ひとり親家庭・子ども医療給付等事業（高校生以下無償化）	8,434
認定こども園管理費	37,487
子育て支援センター運営費	3,622
ファミリー・サポート・センター運営事業	303
公衆浴場管理費	17,450
予防接種経費（日本脳炎が任意から定期へ）	9,234
妊婦健康診査助成事業	2,400
保健推進事業（各種検診・いきいきブルビーポイント事業）	5,881
保健センター改修事業	3,097
農業振興対策管理費（農業関係利子補給費）	2,474
中山間地域等直接支払事業	73,801
担い手対策事業	500
酪農支援対策事業（コントラクター事業及びTMRセンター事業補助金）	16,818
多面的機能支払事業	7,996
町営牧場管理費	63,909
幌延西部地区草地畜産基盤整備事業	16,100
幌延町酪農ヘルパー利用組合補助事業	6,800
乳牛検定組合補助事業	2,500
生乳成分検査事業	1,352
幌延地区団体営農業基盤整備促進事業	25,081
農業施設補修事業	2,000
問寒別地区道営畑地帯総合整備事業	61,151
上幌延開進地区道営畑地帯総合整備事業	26,937
幌延町地図情報更新事業	15,466

雄興地区農業用水道施設改修事業	10,234
音類地区専用水道水道管移設事業	6,567
民有林造林促進事業	402
未来につなぐ森づくり推進事業	5,507
町有林整備事業	16,062
林道雄興問寒別線舗装補修事業	2,668
幌延町商工会育成事業	10,457
幌延町商工会地域振興事業（プレミアム商品券発行補助）	5,500
幌延町中小企業融資事業	30,000
幌延町商工業経営安定対策事業	600
トナカイ観光牧場管理委託事業	16,415
ほろのべ名林公園まつり事業	5,899
幌延町観光協会育成事業	1,248
幌延・豊富広域観光促進事業	3,000
町道維持経費	42,654
町道除雪経費	117,998
建設機械整備事業（除雪トラック購入経費）	30,749
町道幌延下沼線道路改良事業	43,123
町道北1丁目線道路改良事業	85,710
町道問寒23号線道路改良事業	38,664
町道下沼線道路改良事業	8,856
町道下沼19号線横断管改修事業	1,804
町道問寒1号線道路改良事業	14,929
町道雄興4号線道路改良事業	2,862
橋梁長寿命化改修事業	52,151
橋梁点検事業	25,964
ふるさとの森森林公園改修事業	8,166
公営住宅管理費（特定公共賃貸住宅家賃補助）	2,242
公営住宅補修事業	18,738
北留萌消防組合負担金	127,621
防災対策事業（防災用備蓄品・資機材購入等）	5,992
情報教育研究推進事業（遠隔授業等）	1,956
特別支援教育支援員配置事業	2,655
外国語指導助手派遣事業	5,075
各小中学校情報通信機器等整備事業（タブレット等）	18,198
子どもの心サポート相談員配置事業	430
幌延小学校地域学習活動室改修事業	2,281
旧問寒別生涯学習センター解体事業	56,121
問寒別生涯学習センター開館記念事業（コンサート等）	1,479
書の研修事業	1,773
成人教育振興管理費（舞台芸術鑑賞事業）	1,650
放課後子ども教室推進事業	1,190
東ヶ丘スキー場圧雪車更新事業	23,890
地区体育館解体事業	5,800
（平成27年度から平成28年度への繰越事業）	
自治体情報セキュリティ強化対策事業	36,326

特別会計

簡易水道事業特別会計	水道整備費	49,095
下水道事業特別会計	汚水樹設置事業	2,074
	下水道施設改修事業	15,006
	個別排水施設整備費	7,881

■平成28年度 幌延町各会計予算

会計名	区分	予算額	区分	予算額
一般会計	歳入	47億2600万0千円	歳出	47億2600万0千円
特別会計	歳入	11億4016万6千円	歳出	11億4016万6千円
診療所	歳入	3億2127万4千円	歳出	3億2127万4千円
国民健康保険	歳入	2億8008万4千円	歳出	2億8008万4千円
後期高齢者医療	歳入	5354万3千円	歳出	5354万3千円
介護保険	歳入	2億3565万1千円	歳出	2億3565万1千円
簡易水道事業	歳入	9661万5千円	歳出	9661万5千円
下水道事業	歳入	1億5299万9千円	歳出	1億5299万9千円
合計	歳入	58億6616万6千円	歳出	58億6616万6千円

平成28年度 各種検(健)診の日程をお知らせします。申込受付等の詳細は順次告知端末機等でお知らせいたします。お問い合わせは幌延町保健センター(電話・告知端末機 5-1790)まで。

検(健)診種別	検(健)診日程	対象者(年度年齢)	検査内容	会場	申込先	
脳ドック	H28年5月12~14日	20歳から74歳	脳MRI検査	保健センター	保健センター	
厚生連巡回ドック	H28年5月24~26日	30歳以上の農協組合員	身体測定・血液検査等		JA	
特定健診・30代健診	H28年6月13・14日	30歳以上の国保加入者	同上		保健センター	保健センター
後期高齢者健診		後期高齢者	同上			
胃がん検診		30歳以上	胃バリウム検査			
肺がん検診		同上	胸部レントゲン			
大腸がん検診		同上	便潜血検査			
エキノコックス症検診		小学校3年生以上	血液検査			
前立腺がん検診(新規)		30歳以上	血液検査			
骨粗しょう症検診		H28年7月の毎週木曜日	20歳以上			
子宮がん検診	H28年11月10日	20歳以上	細胞診・エコー	保健センター		
乳がん検診	H28年11月15・16日	30歳以上	マンモグラフィ	保健センター		
ピロリ菌検診(新規)	H28年12月の毎週木曜日	30歳から74歳	血液検査	幌延町立診療所		

平成28年度 脳ドック(MRI検診)を実施いたします。希望される方は下記のとおり、お申込みください

- 1. 検診日程**：平成28年5月12日(木)・13日(金) 午前・午後、14日(土) 午前のみ
- 2. 実施場所**：保健センター
- 3. 委託機関**：北海道脳神経疾患研究所
- 4. 受診対象者**：年度内年齢が20～74歳の幌延町民
(昭和17年4月1日から平成9年3月31日生まれの方)
◎ペースメーカー使用中の方は検査できません。
◎脳血管疾患の既往のある方は受診できません。
◎骨折手術などで金属が入っている方は主治医にご相談ください。
- 5. 受診定員**：100名(午前20名・午後20名) ※完全予約制
- 6. 検査内容**：MRI検査、医師による診察
- 7. 検査料金**：5,000円
※初回受診者は半額助成の2,500円(今年度については、全員2,500円になります)。
※年度内年齢40歳(昭和51年4月1日～昭和52年3月31日生まれ)の方は無料です。
- 8. 申込方法**：4月11日(月)～15日(金)、8時30分～17時15分まで
保健センター 電話(5-1790)でのみ受付します。
- 9. その他**：受診希望者が定員を上回った場合、①40歳、②74歳の方を優先し、受診者を決定します。
申込順ではありません。



地域おこし協力隊通信

vol.5

2月1日に幌延町に着任したばかりなので、まずは幌延町を知るために町内を探索しました。最初に探索したトナカイ観光牧場では元気なトナカイたちが追いかけてくわしていたり、休憩していたりと微笑ましい姿を見せてくれました。最近では、心象館・郷土資料館・幌延ビジターセンター・ゆめ地創館・秘境駅などを見学し、日々幌延町について勉強をしています。



幌延町に着任して一番感動したのは、下沼駅付近にある湧水です。札幌だと80km先の京極町まで行かないと湧水は飲めないのですが、幌延町は下沼駅付近に下沼湧水『権左衛門』があり、いつでも湧水を飲むことができるのでミネラルウォーターは買わなくなりました。下沼湧水の硬度は37.4mg/lなので非常に柔らかい軟水になります。コーヒーや紅茶を入れると豆・茶葉の成分が溶け込みやすくコクも出るので、水道水で入れるよりも一段と美味しくなります。このような幌延町の魅力をどんどん発信していきたいと思います。

(地域おこし協力隊 若月 秀晃)

丘のまち美瑛には、マイルドセブンの丘、セブンスターの木、ケンとメリーの木など有名な観光名所がたくさんあります。そんな素晴らしい自然の景観の一つ、哲学の木が所有者によって伐り倒されたというニュースが流れました。これは押し寄せる観光客の行動が地元の農家に大きなストレスを与え、強い怒りを買ってしまった結果なのです。哲学の木が立っているのは、農家の畑の中。およそ100メートル離れた道路から記念撮影ができますが、もっと近づきたいと無断で麦畑やジャガイモ畑に入り込んで写真を撮る、勝手にトラクターに乗り込む、ゴミを捨てるなどのマナー違反が頻発していたそうです。



「北進地区の一本松」

幌延のなかでも春になると、牧草地の中まで車で入り込みタケノコを採っていく人がみられると聞きました。酪農を知らない人にはただの草原に見えるのかもしれませんが、酪農家さんが丹精込めて育てている大切な牧草です。非常識な行為だと思います。

観光振興を行っていくとき、とかく集客、経済効果に注目がいきがちです。しかし、地元住民の生活、観光客の安全、ごみ問題、環境保全等いろいろと解決すべき事柄があります。美瑛町やニセコでは独自の観光マナー・ルールの作成、観光客安全対策などをすでに行っています。幌延町で観光振興を進めていくとき、先行しているまちの事例を学び、同じような問題が生じないように対策を施していきたいと考えています。

右の写真は幌延町で見つけた雪原のなかにたたずむ木。騒々しくならない程度に皆さんに見てほしい風景でした。

(地域おこし協力隊 丸田 耕作)

地域おこし協力隊への意見・メッセージを募集いたします

今後の協力隊に取り組んでもらいたいこと等の意見・メッセージを下記問い合わせ先までお寄せください。

問い合わせ先 幌延町地域おこし協力隊 電話 5-1113
メール kyoryokutai@town.horonobe.hokkaido.jp

平成28年度幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組

少子高齢化、人口減少が進むわが町において、潤いある生活を安心して営むことができる環境を整えるため、幌延町まち・ひと・しごと創生総合戦略に沿って平成28年度当初から実践する取組についてご紹介します。(6～9ページ)

【幌延町移住促進住宅運営事業】

町では町外在住の方の町内への転入を誘導する移住促進政策を講じ、人口確保による町の活性化を図ることを目的として、問寒別地区に幌延町移住促進住宅を設置しました。

住宅情報：問寒別地区移住促進住宅 字問寒別127番地1 (1棟2戸)
 ・3LDK 70.47㎡ (ファミリー向け) /家賃 月15,000円
 ・1DK 31.59㎡ (単身者向け) /家賃 月10,000円

建設年度：建設 昭和51年度/改修 平成27年度

入居資格：①幌延町へ移住し、問寒別地区移住促進住宅に住むこと。

※特別の事情により、町内に住んでいる方でも入居を認める場合があります。

②独立した生計を営んでいて、家賃の支払い能力があり、また、現在居住している市区町村で、市区町村住民税等を滞納していないこと。

③入居者及び同居者が暴力団員でないこと。

④入居者か同居者のうちどちらかが町内で就業もしくは就農し、または予定していること。

※上記の入居資格全てを具備する世帯でなければ入居は認められません。

申込方法：幌延町役場 産業振興課企画振興グループ (旧総務課企画振興グループ) へ申込書等必要書類の提出 (郵送可)

必要書類：・申込書 (様式第1号) 及び添付書類 (世帯全員の住民票、世帯全員の納税証明書、その他町長が必要と認める書類)

・同意書 (様式第1号の2)

※申込書 (第1号様式) 及び同意書 (様式第1号の2) については、役場ホームページに掲載または産業振興課企画振興グループ (旧総務課企画振興グループ) に配置しております。



【幌延町民営賃貸住宅建設促進助成事業】

民間活力による良質な賃貸住宅の確保と住環境の整備を図り、移住定住の促進と地域経済の発展を目的として、民営賃貸住宅を建設する方に経費の一部を助成します。

●**助成対象** (次の全てに該当する個人または法人)

- ・賃貸住宅を新築した所有者 (個人または法人) ※町内に居住または町内に本店もしくは支店の住所がある場合に限る。
- ・公租公課に滞納がないこと。
- ・個人または法人の役員及び職員が暴力団員でないこと。

●**助成対象物件**

別に定める整備基準により、新築する1棟当たり2戸以上の長屋または共同住宅 (組立式仮設住宅であるものを除く。) で賃借人が賃貸人との契約に基づいて入居する以下の条件を満たす住宅であること。

- ・個人が新築する場合において、当該個人または当該個人の2親等以内の親族が、建設戸数の4分の1を超えて入居しないこと。
- ・入居後の毎月の家賃が、建設工事費を建設戸数で除した額の1,000分の5.5を超えないこと。

●**助成金額**

【町内建設業者が施工をする場合】

- ・建設工事費に100分の30を乗じた額
- ・限度額 1LDK (床面積が40㎡以上) 200万円 2LDK以上 (床面積が50㎡以上) 300万円

【町外建設業者が施工をする場合】

- ・建設工事費に100分の20を乗じた額
- ・限度額 1LDK (床面積が40㎡以上) 130万円 2LDK以上 (床面積が50㎡以上) 200万円

※1万円未満の端数が生じた場合は全額切り捨て。

●**事業の認定** 平成28年度中に助成の対象とする助成賃貸住宅の戸数を公示し、別に定める期間内において事業対象者を募集します。(町ホームページ・告知端末機・町の広報誌)

【幌延町移住定住促進持家住宅建設等奨励事業】

定住人口の増加を図り、福祉の向上と地域経済の発展に寄与することを目的として、持家住宅の新築、改修及び取得に対する費用について一部補助いたします。

●**補助対象者** (次の全てに該当する方)

- ・町内に住所を有する方または居住しようとする方。
- ・公租公課の滞納をしている者がいない世帯の方。
- ・居住しようとする者のなかに暴力団員その他住民生活を脅かすおそれのある団体の構成員がいないこと。

●**助成金額** 建設等に要する費用に100分の20を乗じた額

- ・限度額 新築 300万円 改修 150万円 取得 100万円

※新築及び改修を町内に本店または支店のない建設業者が施工した場合は、限度額に100分の80を乗じた額を限度とします。

問い合わせ及び申請先 産業振興課 企画振興グループ 電話01632-5-1113 (旧総務課企画振興グループ) 告知端末機5-8814

子ども医療費助成制度

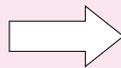
～高校生まで医療費を全額助成します～

幌延町では、子育て世帯の経済的な負担を軽減するために、平成28年4月から子ども医療費の助成対象範囲を高校生まで拡大します。

○対象範囲

平成28年3月診療分まで

入院・通院：0歳から中学生



平成28年4月診療分から

入院・通院：0歳から高校生

※助成対象外～予防接種、入院時の食事負担金等のほか保険外診療の費用

○申請期間

・平成28年4月1日から申請受付を開始します。

※申請の内容を審査し、子ども医療費受給者証を交付します。

○申請場所

・問寒別・中間寒・上問寒・雄興地区の方 【問寒別出張所】

・上記地区以外の方 【役場住民生活課税務保険グループ（旧町民課生活環境グループ）窓口】

○申請に必要なもの

・高校生は、在学証明書を提出してください。

※平成28年3月31日まで中学生だったお子さまについては、現在お持ちの子ども医療費受給者証を併せて提出してください。

問い合わせ先 住民生活課税務保険グループ 電話 5-1115・告知端末機 5-8812(旧町民課生活環境グループ)

平成28年度幌延町奨学生募集内容の一部改正について

幌延町教育委員会では、平成28年度の奨学生を募集しているところですが、この度募集内容が一部改正されましたので、改めてご案内します。改正内容を含めた募集内容については下記のとおりです。

学資の貸付を希望される方は、通学校の学校長と相談のうえ、教育委員会へお申し込みください。

☆募集期間

随時募集を受け付けておりますので、総務学校グループまでご相談ください。

☆貸付額

月額5万円以内

☆貸付資格

申請日現在において幌延町民または、幌延町民の子弟であり、幌延町立の中学校から進学する予定または進学した生徒であること。

☆償還方法

奨学資金は、貸付期間終了の日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後、20年以内において町長の定めるところにより償還するものとする。

※所定の学校または教育機関を卒業後、3年以内に幌延町内へ移住して住民票を有し続け、かつ、町内の各種の業務に従事している期間が、貸付期間の2倍（10年を限度とする。）を超えることとなったときは、貸付金の2分の1を免除することができる。ただし、勤務先が町外であっても同様の扱いとする。

☆提出書類

1. 奨学資金貸付申請書
2. 学校長の推薦書、または成績証明書
3. 身上申告書
4. 申請者の住民票抄本
5. 健康診断書

※1～3の用紙については、総務学校グループに備えてあります。

※これらの提出書類以外にも必要な書類を提出していただく場合があります。

**◎詳しくは、幌延町教育委員会総務学校グループまでお問い合わせください。
(電話 5-1117・告知端末機 5-8817)**

平成28年4月から妊婦健康診査通院のための交通費を助成します

妊婦健康診査のため、産科に通院する際の交通費の一部を助成することになりました。

助成の額は通院に要した交通費①公共交通機関（JRまたはバス）の運賃②自家用車の場合は1kmあたり15円で計算した額の1/2に相当する額で、名寄市までの鉄道運賃相当額を上限とします。

ただし、出産前に里帰りした場合など、通院の起点が幌延町でなくなった場合は、助成対象にはなりません。また、町税等を滞納している方は助成の対象にはなりませんので、ご承知ください。

妊婦健康診査の助成と一緒に、保健センターで手続きをしてください。



問い合わせ先 保健センター 電話・告知端末機 5-1790

幌延町ファミリーサポートセンター」 会員募集

子育て支援センターでは、育児の援助を受けたい方（依頼会員）と、育児の援助活動を行いたい方（提供会員）が登録し、相互援助を実施する「ファミリーサポートセンター」の会員を募集しています。（平成28年度開設予定）

<ファミリーサポートセンター会員とは>

依頼会員 (育児の援助を受けたい方)	幌延町に居住し、または勤務している方 サポートセンターが実施する研修会その他、関係行事等に参加できる方 概ね生後3か月から小学校6年生までの同居のお子さんがある方
提供会員 (育児の援助を行いたい方)	幌延町に居住している方で、心身共に健康で積極的に援助活動ができる方 サポートセンターが実施する研修会その他、関係行事等に参加できる方
両方会員	依頼会員と提供会員の両方を兼ねる方

<会員の援助活動内容>

- ・買い物や外出、冠婚葬祭など用事があるとき、児童を預かります。
- ・認定こども園及び保育所（保育施設等）までの児童の送迎をします。
- ・保育施設等の開始前及び終了後の児童を預かります。
- ・学校の放課後児童健全育成事業及び放課後児童クラブの終了後の児童を預かります。（終了後の迎えのみも含みます）
- ・児童の軽度の病気、保育施設等の休日その他の事情がある場合、臨時的に児童を預かります。
- ・その他、依頼会員の仕事と育児の両立を図るために必要な援助活動を行います。
- ・援助活動は、提供会員の家庭において行います。
- ・依頼会員から兄弟姉妹の複数の児童を預かる場合は、3人までを限度とします。
- ・宿泊を伴う援助活動は行いません。

<援助活動の利用料（報酬）>

区 分		利用料（報酬）※1時間あたり	
児 童 (病後児を除く)	月曜日から金曜日まで (休日を除く)	7時から19時まで	800円
		19時から22時まで	900円
	土、日、祝日、12月31日 から翌年1月5日まで	7時から19時まで	900円
		19時から22時まで	1,000円
病 後 児		8時から18時まで	1,200円

- ・依頼会員が2人以上の児童を依頼した場合
1人目は利用料（報酬） 2人目以降は利用料（報酬）の1/2
- ・最初の1時間までは、利用時間が1時間に満たない場合であっても基準額となります。
以降30分毎に基準額の1/2を加算していきます。

<援助活動を取り消した場合のキャンセル料（報酬）>

区 分	キャンセル料（報酬）の額
前日までに取り消しを申し出た場合	無料
当日の援助を受ける予定をしていた開始時刻の1時間前までに取り消しを申し出た場合	援助を受ける予定をしていた時間当たりの利用料（報酬）の1/2
当日の援助を受ける予定をしていた開始時刻の1時間前までに取り消しを申し出ない場合	援助を受ける予定をしていた時間当たりの利用料（報酬）の額の全額

<実費の負担>

援助活動において発生した交通費、及び児童に与える食事、おむつ等必要な消耗品等の実費については、提供会員に支払います。

区 分			金 額
援助のために外出した場合 の交通費等	自家用車利用	1回につき 5km毎	100円
	上記以外の交通手段		実費相当額

- ・初回の5kmまでは、距離が5kmに満たない場合であっても100円とし、5kmを超えるごとに100円を加算します。
- ・食事（ミルク）、おやつ、おむつ等は、原則として依頼会員が用意します。ただし、これらについて、提供会員が費用を負担した場合は、依頼会員が実費を支払います。

<ひとり親家庭等に対する利用料（報酬）の助成>

低所得者の一時的な負担を軽減します。

●助成対象●

- ①児童扶養手当受給世帯。
- ②生活保護世帯。
- ③市町村民税非課税世帯。

●助成制度●

- ・1月を単位に、当該月の利用料（報酬）の合計額の1/2を町が助成します。
(10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額となります)
- ・交通費、食事代、おやつ代等の実費負担分及びキャンセル料は助成対象外です。
- ・助成金は助成対象者へ交付するのが原則ですが、助成対象者に代わって、提供会員が助成金を代理で受領することができます。

<各種保険加入について>

●依頼子供傷害保険●(年間一人あたり6,500円程度 町半額負担)

- ・依頼会員の子どもが、預かり中での事故や傷害に対応するものです。

●サービス提供会員傷害保険●(町全額負担)

- ・提供会員が、預かり中や送迎中での事故、傷害に対応するものです。

●賠償責任保険●(町全額負担)

- ・ファミリーサポートセンター事業で行う保育サービス提供中の監督ミスや、提供した飲食物が原因の事故、管理している現金や預かり品の損壊、紛失、盗取、搾取などに対応します。

<病後児預かり事業>

保護者が児童を医療機関に受診させた後、次の条件を満たしており、預かりできる状態であるとサポートセンターが認める児童に限り援助活動ができます。

- ・今回の症状で医療機関を受診し、暫定診断がついていること。
- ・直近の24時間において、体温が37.5度を超えていないこと。
- ・通常の半量程度の食事と水分摂取が可能であること。
- ・腹痛及び嘔吐がなく、下痢があっても水様性でないこと。

問い合わせ先

子育て支援センター 電話 5-1254 (認定こども園内)

あなたとご家族の健康づくり、健康なまちづくりのために

いきいきブルピーポイント事業 が 始まります!!



いきいきブルピーポイント事業とは、町が実施している各種検（健）診、ウォーキングラリー、介護予防、子育て支援、健康づくり等の事業やクリーン作戦等のボランティア活動等の参加者に、ブルピーポイントを発行し、ポイントを貯めると指定ごみ袋に交換できる事業です。

● どうやって参加すればいいの？

対象となる事業に参加したときに、いきいきブルピーポイントカード(台紙)とポイントシールをお渡ししますので、カードに貼付して貯めてください。

シールを紛失しても再交付は致しませんので、なくさないようご注意ください。

● 誰が参加できるの？

幌延町に住所のある方は、みなさん参加できます。

● いつから始まるの？

平成28年4月1日から開始します。

● 対象となる事業はなに？

平成28年度の対象事業と交換ポイントは、別表をご覧ください。

● どこでポイントを交換できるの？

幌延町役場住民生活課税務保険グループ（旧町民課生活環境グループ）、問寒別生涯学習センター、保健センターの3か所です。

別表1 〈平成28年度対象事業一覧〉

	対象事業名	付与ポイント数
検(健診関係)	特定健診・後期高齢者健診・30代健診	1検(健)診受診につき2ブルピー
	胃がん検診・肺がん検診・大腸がん検診	
	子宮がん検診・乳がん検診	
	エキノコックス症検診	
	脳ドック	
	骨粗しょう症検診(節目受診)	
健康増進	ウォーキングラリー	登録で2ブルピー。60万歩で2ブルピー、以後20万歩毎に1ブルピー。上限200万歩。
	ますます運動教室	1回につき2ブルピー
老人	はつらつ教室 にこにこ教室	1回につき1ブルピー
小児	もぐもぐスクール(離乳食教室)	1回につき1家族1ブルピー
	ぱくぱくきっず(おやつ作り教室)	
	こども料理教室	
	子育て講習会・子育て講座	
ボランティア	すきっぷくらぶ	1回につき2ブルピー
	にこにこ教室協力員	
	問寒別食生活改善推進員	
	託児ボランティア	
他	クリーン作戦協力者	1回につき2ブルピー
	講演会(保健センター・地域包括支援センター主催)	1回につき2ブルピー
	献血	1回につき1ブルピー

別表2 〈ポイント交換一覧〉

景品種類		引換えポイント
びん・缶・ペットボトル	20リットル5枚1袋	2ブルピー
	プラスチック類・紙類	40リットル5枚1袋
生ごみ	6リットル5枚1袋	8ブルピー
	12リットル5枚1袋	17ブルピー
	20リットル5枚1袋	28ブルピー
衣類等	20リットル5枚1袋	11ブルピー
	紙おむつ	40リットル5枚1袋
一般ごみ	20リットル5枚1袋	11ブルピー
	40リットル5枚1袋	22ブルピー
粗大ごみ	1枚	28ブルピー



問い合わせ先 保健センター 電話・告知端末機 5-1790

みんなで楽しんで歩きましょう!!

元気21!ほろのべウォーキングラリーの開催について

皆さまの健康になろうとする気持ちや行動を応援するために、幌延町健康増進計画実行委員会主催で、ウォーキングラリーを行います。今年度からいきいきブルピーポイント事業の対象となります。

- 記
- | | |
|------------------|--|
| 1 内 容 | 参加登録した方にお渡しする、ウォーキング手帳に毎日の歩数を記録します。到達歩数に応じて（最低60万歩以上）ブルピーポイントに交換できます。 |
| 2 対 象 | 18歳以上の町民 |
| 3 登 録 料 | 無 料 |
| 4 開 催 期 間 | 平成28年4月15日（金）～平成28年10月31日（月）（200日間） |
| 5 登 録 受 付 | 平成28年4月4日（月）～平成28年4月15日（金） |
| 6 申 込 先 | 窓口：保健センター、総合体育館、問寒別生涯学習センター、役場（4月8日（金）午後1時から4時のみ）
メール：保健センター zusr-hok@town.horonobe.hokkaido.jpに「ウォーキングラリー申込み」とメールを送信してください。 |
| 7 そ の 他 | ・数に限りはありますが、貸出用の万歩計を用意しています。
・万が一のけが等に備えて、スポーツ保険への加入をお勧めします。
・いきいきブルピーポイント事業の対象として、参加登録時に2ブルピー、60万歩達成で2ブルピー、80万歩、100万歩、120万歩、140万歩、160万歩、180万歩、200万歩達成でそれぞれ1ブルピーと交換できます。報告期限は11月30日（水）までです。
・ご不明な点は、幌延町健康増進計画委員会事務局（保健センター）にお問い合わせください。 |

無理せず、楽しい健康づくりは、今より10分多く動くことから!

問い合わせ先

幌延町健康増進計画実行委員会事務局：保健センター（電話・告知端末機 5-1790）



高齢者向け給付金

町では、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者を支援し、平成28年前半の個人消費の下支えにも資するよう、「高齢者向け給付金」を支給します。

給付金の概要については、次のとおりです。

- 1. 支給対象者** 次の①～③の全ての条件を満たす方
①平成27年1月1日時点（基準日）で幌延町に住民登録がされている
②平成28年度中に65歳以上となる者（昭和27年4月1日以前生まれ）
③平成27年度分町民税（均等割）が課税されていない（非課税者）
※課税されている方の扶養となっている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象外です。
- 2. 支給額** 給付対象者1人につき30,000円
- 3. 申請方法** 幌延町広報誌『ほろのべの窓』今月号に申請書等を折り込んでいますので、必要事項の記入を行い、関係書類を添えて郵送・持参等により、保健福祉課戸籍福祉グループ（旧町民課保健福祉グループ）または問寒別出張所へ提出してください。
※基準日以降に転出された方には、別途申請書等を郵送します。
- 4. 申請受付期間** 平成28年4月11日（月）～平成28年7月11日（月）
- 5. 注意事項** 町民税が課税されていない方かどうかを判定するには、町・道民税の申告が必要です。収入、所得がない方でも申告をしていないと高齢者向け給付金の対象とならない場合がありますので、必ず申告していただきますようお願いいたします。

「高齢者向け給付金」に関するお問い合わせ専用ダイヤル

厚生労働省では、高齢者向け給付金に関する一般的な問い合わせに対応するため、専用ダイヤルを設置しています。制度の概要についての問い合わせは、下記専用ダイヤルをご利用ください。

○厚生労働省「高齢者向け給付金」 0570-037-192 ○受付時間 平日の午前9時から午後6時まで

「高齢者向け給付金」をよそおった“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐欺”にご注意ください!!

- ・市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ・ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ・市町村や厚生労働省などが、「高齢者向け給付金」を支給するために、手数料の振込を求めること等は絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、迷わず、役場や警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

担当：保健福祉課戸籍福祉グループ 電話5-1115・告知端末5-8813（旧町民課保健福祉グループ）

各種補助制度をご活用ください

家庭用LED照明等購入費補助制度

町では、LED照明（LED電球及びLED照明器具）の普及促進により電力使用量の削減及び温室効果ガス削減を目的として、一般家庭に設置するLED照明の購入費用の一部補助について期間を延長することといたしました。

補助対象者

- ・町内に住所を有する方
- ・自ら居住する住宅に設置するためのLED照明を町内の家電品店等で購入した方
- ・町税を滞納している者がいない世帯の方 など

補助対象

平成28年4月1日（金）から平成29年3月17日（金）までに購入したLED照明の費用。（設置費、工賃等は補助対象に含まれません。）

補助金額

LED購入費の1/2以内 20,000円が上限ですが、LED電球のみの場合は5,000円が上限です。補助金は、幌延町商工振興会の商品券で交付しますので、500円単位になります。

補助申請

補助金申請書に領収書の原本（購入者氏名、購入年月日、製造メーカー、品名、数量、金額が明記され、領収印が押されたもの。これらの要件が具備されていれば、レシートでも可。）を添えて提出してください。

補助金の申請は、1戸の住宅を1世帯とし、1回限りです。

【申請期間】 平成28年4月1日（金）から平成29年3月17日（金）まで

住宅用太陽光発電システム設置費補助制度

町では、再生可能エネルギーの導入を促進し、町民の環境保全意識の高揚及び温室効果ガスの排出抑制を目的として、平成25年度から住宅用太陽光発電システムの設置費の一部を補助していますが、本年度も次のとおり補助の受付を開始します。

補助対象者（次の全てに該当する方）

- ・町内に住所を有する方
- ・自ら居住している、または居住しようとする町内の住宅（店舗等との併用住宅を含む、以下同じ）に新たに太陽光発電システムをこれから設置する者。（アパートや長屋などの共同住宅は対象外。）
- ・平成29年3月15日（水）までに『事業完了報告書』を提出できる方
- ・町税を滞納している者がいない世帯の方

補助対象

住宅用の発電システムであり、最大出力が10kw未満で、システム価格が50万円/kw以下のもののシステム価格及び設置費用。

補助金額

太陽光電池の最大出力（上限4kw）の整備費用の1/2で1,000,000円が上限です。

補助申請

補助制度の利用を希望する方は、あらかじめ産業振興課企画振興グループ（旧総務課企画振興グループ）にお問い合わせのうえ、必要な書類を添えて補助申請書を提出してください。補助金の申請は、1世帯につき1回です。

【申請期間】 平成28年4月1日（金）から平成29年2月28日（火）まで

問い合わせ先 産業振興課企画振興グループ 電話 5-1113・告知端末機 5-8814（旧総務課企画振興グループ）

※補助制度の詳細と「補助金申請書」は町ホームページに掲載していますのでご覧ください。

幌延町電気自動車等導入促進補助制度

幌延町は環境負荷の少ない電気自動車の導入を促進します。電気自動車もしくは電気自動車用充電設備を購入する町民の方に対し、その購入費用の一部を補助します。

補助対象

- ①個人
- ②幌延町内に住所を有する者
- ③町税等を滞納していない者
- ④暴力団員でない者

補助金額（国補助金との併用可）※平成28年度以降の国補助制度の変更に伴い、補助基準額を変更する場合があります

- ①電気自動車（幌延町が課税する軽自動車税の対象となる車両に限る）
補助基準額の1/6（千円未満切り捨て）

- ②住宅へ電気自動車から電力を供給できる機能を持つ充電設備
補助基準額の1/3（千円未満切り捨て）

※補助基準額：本体購入価格と公共の団体が公示する価格のいずれか低い額

例) 三菱 i-MiEV(15モデルM)

2,094千円（税抜車両本体価格）⇒ 町補助金 349千円【1/6補助】

国補助金 330千円～実負担額 1,415千円（諸費用・消費税等別途）

例) ニチコン普通充電設備（住宅給電設備付き）

480千円（税抜本体価格）⇒町補助金 160千円【1/3補助】

国補助金 240千円～実負担額 80千円（諸費用・消費税等別途）

幌延町まちづくり補助事業

幌延町ふるさと創生基金を財源に、個性的で活力あるふるさと創生に資する活動事業に対し、補助する制度です。これまでに、この補助事業を活用して、23件の事業が行われています。（平成3年～平成27年度）

補助事業者

幌延町

補助対象者

町内の団体・個人及び中小企業者（一定規準以下の会社及び個人、事業協同組合等）、財団法人及び社団法人、NPO法人

補助対象事業

事業名	事業内容	補助率	補助限度額
①産業・経済福祉振興事業	地域の特性や資源を踏まえ、本町の産業及び経済の活性化または地域福祉の向上に貢献しうる自主的かつ意欲的な取組で、新規性または先駆性を有する次に掲げる事業 ア. 調査研究事業 イ. 施設・設備事業	2/3	ア. 調査研究事業 150万円（一括交付） イ. 施設・設備事業 町内金融機関から受けた融資の償還元金2/3以内 総額1,000万円（年200万円）
②地域活動事業	本町の歴史、文化、芸術及びスポーツ等の振興を図る活動	2/3	150万円
③生活環境整備事業	うるおいとやすらぎのある環境、景観づくり事業	2/3	150万円
④人材養成事業	地域の活性化及び国際・地域間交流等の推進を図るためのリーダー養成、研修会等の開催、交流事業等 ア. リーダー養成事業 イ. 研修会事業 ウ. 派遣事業 エ. 招へい事業		ア. 国内（1人） 20万円 国外（1人） 40万円 イ. 20万円 ウ及びエ. ※1団体15人限度 国内（1人） 20万円 国外（1人） 40万円
⑤イベント等創造事業	本町の特性をいかした魅力あるイベントや祭等創造事業	2/3	150万円
⑥町内会館整備事業	地域住民の自主的な活動と連帯感で、明るく住みよい地域社会づくりに資する町内会館の整備事業	2/3	800万円

問い合わせ先 産業振興課企画振興グループ 電話 5-1113・告知端末機 5-8814（旧総務課企画振興グループ）

平成28年4月から町の組織が変わります!

平成18年4月に町組織の見直しを行ってから10年が経過しました。この間、地方自治を取り巻く環境は変化し、人口減少対策や産業振興、くらしの安全安心など、行政需要も多様化・複雑化しています。

町では、これらの課題に対応するとともに、町民の皆さまがさらに利用しやすい組織となるよう、課の再編を行うこととしました。

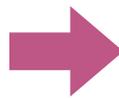
○組織再編の主なポイント

- ・4課体制（総務課、会計課、町民課、経済課）を5課体制（総務財政課、住民生活課、保健福祉課、産業振興課、建設管理課）へ変更
- ・課の見直しに伴い、グループ体制の見直し
- ・グループ内に係を設け、担当業務の内容を明確化

○役場庁舎内の機構

○平成28年3月まで

課	グループ	主な業務
総務課	総務G (1階)	給与、人事、表彰、庁舎・車両管理、情報化、防災 等
	企画振興G (2階)	重要施策、広報、生活交通、町内会、深地層研究、統計、エネルギー施策、ふるさと納税、地域おこし協力隊、移住・定住 等
会計課	財政G (1階)	財政、町有財産、税務、出納 等
町民課	生活環境G (1階)	国民健康保険、後期高齢者医療保険、各種医療給付、医療政策、廃棄物、地球温暖化対策、交通安全 等
	保健福祉G (1階)	戸籍、住基、年金、児童手当、社会福祉、生活保護、介護保険 等
経済課	産業G (2階)	農業振興、町営草地、農業農村整備事業、農村環境基盤整備、町有林の管理運営、鳥獣被害対策、商工観光 等



○平成28年4月以降

課	グループ	係	主な業務
総務財政課	総務G (1階)	総務係	給与、人事、表彰、庁舎・車両管理 等
		防災情報係	防災、情報化、広報 等
	財政G (1階)	財政係	財政、町有財産 等
住民生活課	税務保険G (1階)	税務係	税務
		保険係	国民健康保険、後期高齢者医療保険、各種医療給付
	生活環境G (1階)	住民生活係	生活交通、町内会、交通安全、老朽危険家屋 等
		衛生環境係	医療政策、廃棄物、地球温暖化対策 等
保健福祉課	戸籍福祉G (1階)	戸籍年金係	戸籍、住基、年金、児童手当 等
		社会福祉係	社会福祉、生活保護、介護保険 等
産業振興課	企画振興G (2階)	地域振興係	重要施策、深地層研究、統計、エネルギー施策、ふるさと納税、地域おこし協力隊、移住・定住 等
		商工観光係	商工観光 等
	農林G (2階)	農業振興係	農業振興、町営草地 等
		農林係	農業農村整備事業 等
			町有林の管理運営、鳥獣被害対策 等

○ 平成28年3月まで

経済課	施設G (2階)	道路等設計・施工、道路維持・設計、除雪、建築物設計・施工 等
	管理G (2階)	土木建築行政の企画・総合調整、契約、公営住宅、公園、上水道、下水道、農業用水道 等



○ 平成28年4月以降

建設管理課	建設G (2階)	土木係	道路等設計・施工、道路維持・設計、除雪 等
		建築係	建築物設計・施工 等
	管理G (2階)	管理係	土木建築行政、契約 等
		公園住宅係	公営住宅、公園 等
	上下水道係	上水道、下水道、農業用水道 等	

※下線部は、新規業務

4課 8グループ

5課 9グループ 20係

問い合わせ先

総務財政課総務グループ 電話 5-1111・告知端末機 5-8811
(旧総務課総務グループ)

総合体育館がリニューアルオープンしました



総合体育館：アリーナ

9月から2月まで総工費223,452千円をかけ改修工事を行いました。改修工事に伴い、臨時休館していましたが、3月1日より利用を開始しました。長期臨時休館中は、皆さんに大変ご不便をおかけしました。利用開始日から、子どもから大人まで、たくさんの方々が利用しており、各団体等も久しぶりに総合体育館で行う運動やスポーツを思う存分楽しんでおりました。今回の改修は主にアリーナ内の設備関係を中心にあり、利用者からは、「床もきれいで、照明も明るく、アリーナも暖かい」と大好評でした。また、幌延町民プールは6月第2土曜日から利用開始となります。



幌延町民プール

- ・ 総合体育館
 - ・ アリーナ暖房を遠赤外線暖房に更新
 - ・ アリーナ照明をLED照明に更新
 - ・ アリーナ床塗装、ラインの更新
 - ・ 館内蒸気ボイラー更新
- 【幌延町民プール】
 - ・ 外壁、屋根改修
 - ・ プール内照明をLED照明に更新
 - ・ 温水ボイラー更新
 - ・ 鉄骨塗装及び天井設置
 - ・ ろ過機更新

主な改修箇所

運動やスポーツを楽しむ健康維持増進に役立てていただければと思いますので、ぜひ、ご利用ください。

JR北海道・宗谷本線ダイヤ改正(3月26日) と普通列車減便等に対する幌延町の対応について

これまで皆さまにご意見などを募集しておりました、宗谷本線の普通列車減便について、3月26日のダイヤ改正情報と幌延町の取組内容をご報告します。

1. 3月26日ダイヤ改正について

宗谷本線・音威子府以北の普通列車は、JR北海道の計画どおり、名寄方面（上り）で2便、稚内方面（下り）で3便の減便となり、幌延町内等各駅の3月26日以降のダイヤは次のとおりとなります。

3月26日ダイヤ改正後（上り：名寄方面）

駅名	普通	宗谷2号	普通	サロベツ	宗谷4号	普通	普通
稚内	発 5:14	7:00	10:52	13:44	17:00	17:17	19:39
南稚内	発 5:18	7:03	10:56	13:48	17:04	17:21	19:44
豊富	発 5:59	7:39	11:40	14:24	17:40	18:08	20:26
下沼	発 6:07		11:48			18:16	20:34
幌延	着 6:14	7:53	11:55	14:38	17:53	18:23	20:41
	発 6:14	7:53	12:04	14:39	17:54	18:39	
上幌延	発 6:20		12:09			18:44	
南幌延	発 6:24		12:13			18:48	
安牛	発 6:27		12:16			18:51	
雄信内	発 6:33		12:23			18:58	
糠南	発 6:40		12:29			19:04	
問寒別	発 6:44		12:32			19:07	
天塩中川	発 7:00	8:26	12:46	15:12	18:27	19:21	
音威子府	着 7:35	8:55	13:21	15:44		19:57	
名寄	着 8:43	9:40	14:27	16:31	19:42	21:34	

(下り：稚内方面)

駅名	普通	普通	宗谷1号	サロベツ	普通	宗谷3号
名寄	発	7:51	10:13	15:16	14:36	20:17
音威子府	発 5:32	9:03	10:58	16:08	17:07	21:02
天塩中川	発 6:06	9:38	11:26	16:45	17:41	21:32
問寒別	発 6:20	9:52			17:55	
糠南	発 6:23	9:55			17:58	
雄信内	発 6:33	10:01			18:09	
安牛	発 6:40	10:08			18:15	
南幌延	発 6:43	10:11			18:18	
上幌延	発 6:47	10:15			18:22	
幌延	着 6:53	10:20	11:58	17:22	18:27	22:04
	発 6:54	10:48	11:59	17:22	18:28	22:05
下沼	発 7:01	10:55			18:35	
豊富	発 7:09	11:04	12:13	17:40	18:44	22:19
南稚内	発 7:57	11:52	12:49	18:18	19:26	22:54
稚内	着 8:01	11:56	12:53	18:22	19:30	22:58

(1) 減便の理由

昨年10月、JR北海道から経営悪化・車両老朽化に伴う普通列車減便について説明がありました。

- ◎**車両老朽化**：主力一般気動車「キハ40系気動車」の老朽・劣化が著しく、車両の故障・使用不能等頻発のため、安全・安定輸送の確保を図るうえで、これ以上の使用に耐えられない10両程度(全道140両程度のうち)の車両を廃車する。
- ◎**新たな車両購入困難**：安全投資と修繕への重点的経費投入による経営悪化のため、新たに車両を購入することができず、残った車両でのダイヤ編成となり、全道で車両を融通し、79本の減便となる。
- ◎**見直し列車の方針**：朝の通学時間帯の列車を極力確保しつつ、日中・夜間の利用の少ない列車を中心に見直しする。

(2) 町の対応

町としては、町民皆さまの生活に多大な影響を及ぼす可能性が大きいことから、独自の調査などを実施し、JR北海道へ減便計画の見直しを再三にわたって要請してきました。

- ◎**普通列車利用実態調査**：昨年11月、減便対象列車のうち3便の利用実態を調査し、1便平均で3.3人の利用を確認し、高齢者の通院、町内外への通勤・通学などで支障が生じることを確認するとともに、利用者から列車本数の維持、代替手段確保などの対策を要望するお声をいただきました。
- ◎**アンケート**：広報誌でアンケートを呼びかけ、「減便対象列車で通院しており、車の運転ができず途方に暮れている」、「特急乗車の場合（稚内片道）1,130円追加となり、とても負担できない」、「通勤・通学に大きな影響を及ぼす」、「地域の発展を阻害する」などのご意見をいただきました。

これら地域住民の意見をもとに、JR北海道へ計画見直しを要請しましたが、普通列車減便については再考の余地が無いことを通告され、このたびのダイヤ改正となりました。

幌延町内の各駅の時刻表は折込及び告知端末機をご覧ください。

2. 幌延町の要望事項

普通列車減便が避けられない事態であることが決定的となったため、地域住民の生活利便性低下を最小限とするべく、JR北海道に対して次のとおり要望し、交渉を重ねてきました。

(1) 普通列車全駅停車

これまで、便によっては通過する駅がありましたが、すべての駅に普通列車を停車させるよう要望し、ダイヤ改正後の普通列車は町内全駅に停車することとなりました。

これにより一部の駅ではダイヤ改正前より停車本数が増加したり、現状の停車本数が確保されます。

(2) 特急乗車用『幌延町民乗車票』の販売（3月24日から取扱開始）

普通列車減便の影響を最小限に緩和するため、特急列車をある程度の集落を有する駅に停車させるよう要望しましたが、諸課題が多く現時点で実現することができず、代替措置として、JR北海道が幌延町と大口契約し、「幌延～稚内」・「天塩中川～名寄」区間において、割安な料金で特急列車自由席に乗車できる『幌延町民乗車票』を販売することとなりました。

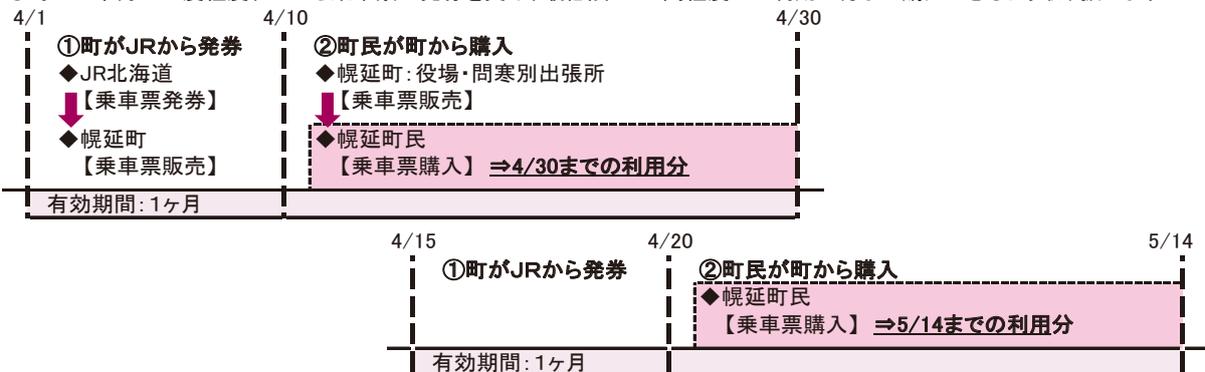
【『幌延町民乗車票』の概要】

区 分	幌延 ～ 稚内	天塩中川 ～ 名寄
用 途	主に、稚内の病院等を利用する幌延地区住民を想定していますが、普通列車減便による利便性低下を少しでも補うため、全町民を対象とします。	主に、名寄の病院等を利用する問寒別地区住民を想定していますが、普通列車減便による利便性低下を少しでも補うため、全町民を対象とします。
販売場所	幌延町役場 住民生活課 生活環境グループ・問寒別出張所（平日8:30～17:15） ※駅や列車内では購入できません、必ず事前購入が必要です。	
販売金額	（片道）おとな1,280円、こども640円	（片道）おとな1,850円、こども930円
購入方法	窓口で幌延町民であることを確認するため、本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）をご提示いただき、必要な枚数分の代金をお支払いのうえお買い求めください。	
利用条件	<ul style="list-style-type: none"> ・幌延町民限定で転売等はできません。 ・利用日の指定が必要です。 ・途中下車前途無効で不乗車区間の払い戻しはありません。 ・販売後の払い戻しはありませんが、列車遅延、運行不能等の場合は、車内及び関係駅で乗車票に証明し、幌延町役場で返金します。 	
購入可能期間	JR北海道から幌延町へ発券されてから1ヶ月以内のご利用日分までご購入可能です。	

≪乗車票の購入可能期間≫

◎乗車票の購入可能期間：町がJRから発券された日から1ヶ月以内のご利用日分まで購入可能です

◎町では半月に一度程度、JRから乗車票の発券を受け、最低限15日間程度のご利用日分まで購入できるよう取り扱います



その他

- ・複数枚の購入が可能で、1回につき1枚のご利用です。
- ・ご利用が少ない場合、1年間限りの取扱いとなる場合があります。

来月号では、幌延町の今後の取組等についてお知らせします。

問い合わせ先：幌延町役場 住民生活課生活環境グループ（旧町民課生活環境グループ）
電話：01632-5-1115・告知端末機：5-8812 FAX：01632-5-2971

今年の春、引っ越しされる方へ



進学や就職などで引っ越したら住民票を移しましょう!

進学や就職などに伴い、実家を離れる方は、引っ越し先の市区町村へ住民票を移す必要があります!

上下水道やゴミ処理、道路・公園の整備など、住民生活に欠かせない役割は、住んでいる市区町村が担っています。

今年の夏の参議院選挙は、選挙権年齢の引下げにより、18歳、19歳の皆さんも投票できる見込みですが、選挙権を行使するためにも忘れずに住民票を移しましょう!

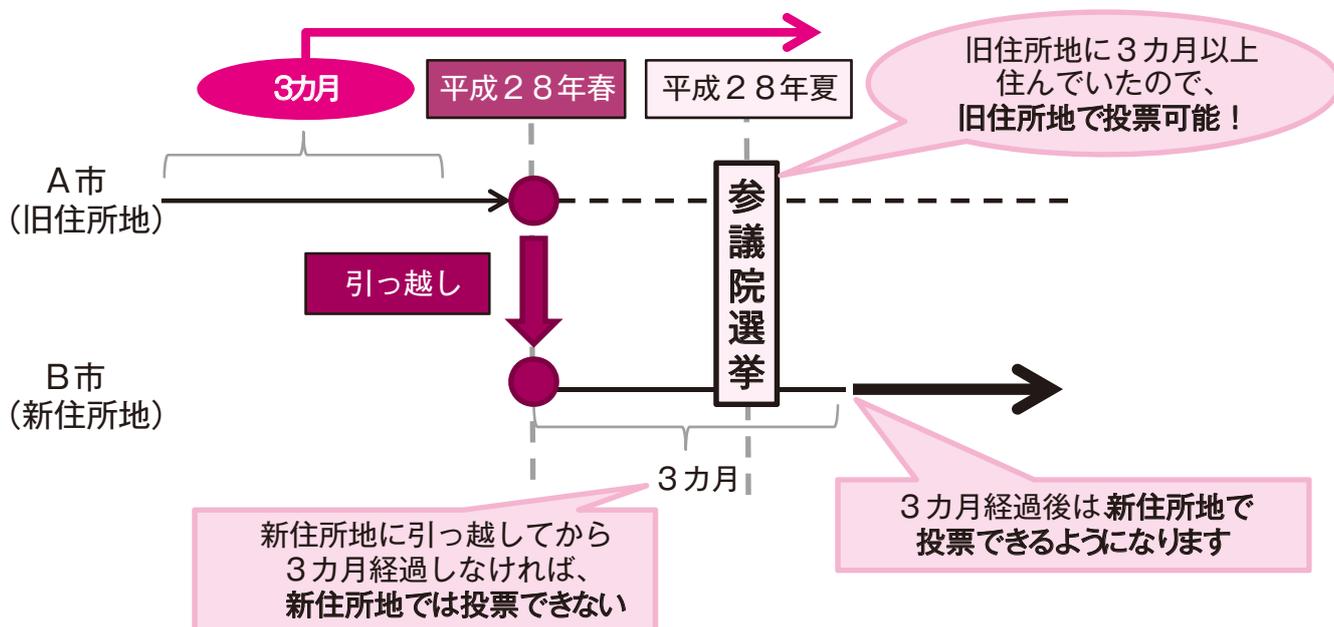
今年の春に引っ越しをされる方は注意が必要です!

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。

しかし、今年の春に引っ越しをする場合、今年の夏の参議院選挙に、新住所地で投票することができない可能性があります。

安心してください!引っ越しても旧住所地で投票することができます!

今回、公職選挙法が改正されたことによって、新しく有権者となる18歳、19歳の方が今年の春に引っ越しても、旧住所地に3カ月以上住んでいた場合、夏の選挙には旧住所地で投票できます!



※新住所地で投票するためには、新住所地に転入届をした日から参議院選挙の公示日(選挙期日の少なくとも17日前)前日までに3カ月以上住んでいる必要があります。

※詳しくはお住まいの市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

今年の夏の選挙へ、Let's 投票!!

具体的な投票方法は次ページへ!



引っ越し先に住民票を移す際は、市区町村窓口での「マイナンバー通知カード」「マイナンバーカード」「住民基本台帳カード」の住所変更の届出もお忘れなく!

Q 引っ越して3カ月経っていないけど、投票するにはどうしたらいいの？

旧住所地で投票できます！

投票日当日に、旧住所地の投票所に行って投票することができます。
また、投票日前でも、旧住所地の期日前投票所に行って投票することができます。

Q 旧住所地に行けない場合はどうしたらいいの？

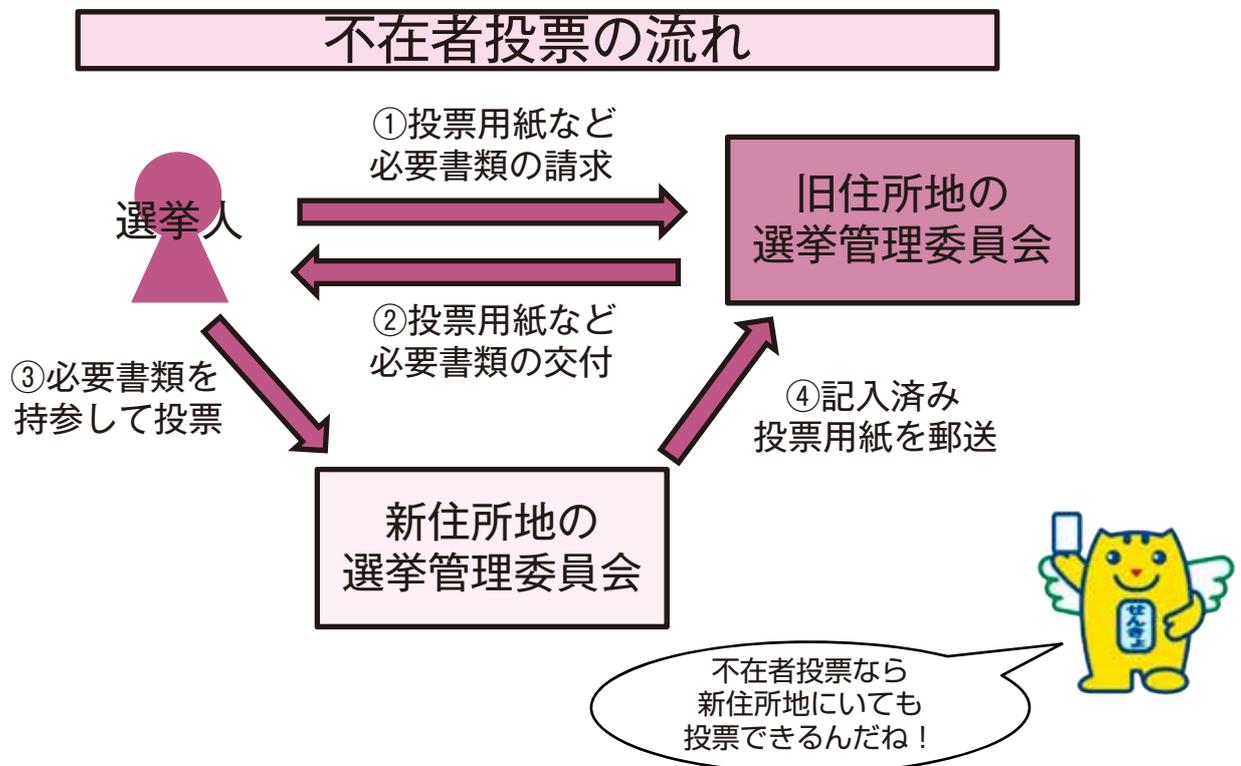
不在者投票という方法があるんです！

選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合は、不在者投票という制度を活用することができます。

不在者投票の手続

- ①旧住所地の市区町村の選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙など必要な書類を請求します。
- ②交付された投票用紙などを持参して、新住所地市区町村の選挙管理委員会に出向きます。

【注意】不在者投票は、書類のやりとりを郵送で行うため、手続きに時間がかかりますので早めに請求してください。



※不在者投票は、仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で行うことができます。
※詳しくは市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

問い合わせ先 幌延町選挙管理委員会(総務財政課総務グループ) 電話 5-1111・告知端末機 5-8811 (旧総務課総務グループ)

後期高齢者医療の被保険者の皆さまへ

■ 保険料率の見直しについて ■

■ 保険料率が変わります

被保険者の皆さまにお支払いいただく保険料は、2年ごとに定める保険料率をもとに決めることになっています。平成28・29年度の新しい保険料率は、次のとおりです。

● 均等割

(被保険者が等しく負担)

平成26・27年度	(年間) 51,472円
-----------	--------------



平成28・29年度	(年間) 49,809円 (1,663円減)
-----------	-------------------------------

● 所得割

(被保険者の所得に応じて負担)

平成26・27年度	10.52%
-----------	--------



平成28・29年度	10.51% (0.01ポイント減)
-----------	---------------------------

● 賦課限度額

(1年間の保険料の上限額)

平成26・27年度	57万円
-----------	------



平成28・29年度	57万円 (変更なし)
-----------	--------------------

■ 均等割2割・5割軽減の範囲が拡大しました

■ 平成27年度まで

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円+(26万円×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円+(47万円×世帯の被保険者数)



■ 平成28年度より

軽減割合	所得が次の金額以下の世帯
5割軽減	33万円+(26万5千円 ×世帯の被保険者数)
2割軽減	33万円+(48万円 ×世帯の被保険者数)

◆ 保険料の計算方法 (平成28年度)

保険料額は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

均等割

【1人当たりの額】

49,809円



所得割

【被保険者本人の所得に応じた額】

(平成27年中の所得-33万円)×10.51%



1年間の保険料

【限度額57万円】

(100円未満切り捨て)

● 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します

■ 保険料の軽減について

次の①～③に当てはまる被保険者の方は、保険料が軽減されます。

① 均等割の軽減

世帯の所得に応じて、4段階の軽減があります。

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合	平成28年度	前年度比
33万円かつ被保険者全員が所得0円 (年金収入のみの場合、受給額80万円以下)	9割軽減	4,980円	約 200円減
33万円	8.5割軽減	7,471円	約 300円減
33万円+(26万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減	24,904円	約 800円減
33万円+(48万円×世帯の被保険者数)	2割軽減	39,847円	約1,300円減

● 軽減は、被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

● 被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

● 昭和26年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

② 所得割の軽減

被保険者個人の所得で判定します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したときに被用者保険（主にサラリーマンの方が加入している健康保険）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割が9割軽減になります。

～ 入院時の食事療養標準負担額について ～

《平成28年4月1日から、入院時の食事療養標準負担額が一部変わります。》

◎住民税課税世帯の方の食事療養標準負担額（食事代）が

《平成28年4月1日～》1食につき 260円→360円 に

《平成30年4月1日～》1食につき 360円→460円 に 変更となります。

ただし、指定難病の方※は、1食につき 260円 に 据え置かれます。

※ 北海道の発行する指定難病の医療受給者証をお持ちの方

【注意事項】

- (1) 指定難病の方は、北海道の発行する医療受給者証を医療機関へご提示ください。
- (2) 指定難病の医療受給者証については、稚内保健所へお問い合わせください。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

電話 011-290-5601

後期高齢者医療保険については

幌延町役場 住民生活課 税務保険グループ

電話 5-1115（旧町民課生活環境グループ）

指定難病の医療受給者証については

稚内保健所 健康推進課

電話 0162-33-2417

幌延町国民健康保険に加入されている皆さまへ

★国民健康保険被保険者証の更新について

現在使用している国民健康保険被保険者証は平成28年4月30日（土）までが有効期限となっています。

つきましては、下記日程により更新手続を実施します。

●日 程

4月11日(月)～22日(金)

幌延・下沼・北進・上幌延・開進地区の方

【役場住民生活課税務保険グループ（旧町民課生活環境グループ）窓口】

問寒別・中間寒・上問寒・雄興地区の方 【問寒別出張所】

●持参するもの

- ・現在使用中の国民健康保険被保険者証（既加入者）
- ・印鑑
- ・就学のために幌延から住所を移している方については、在学証明書または合格通知書など。

問い合わせ先 住民生活課税務保険グループ 電話 5-1115・告知端末機 5-8812（旧町民課生活環境グループ）



まちの話題



2月21日

町民歩くスキーの集い

 町民歩くスキーの集いが、豊幌林道コースで開催されました。20名の参加者は、自分に合った思い思いのペースで歩くスキーを楽しみました。



2月11日

問寒別へき地保育所おゆうぎかい



 問寒別へき地保育所でおゆうぎかいが開催されました。

両親やおじいちゃんおばあちゃんが見守る中、こどもたちのかわいらしいダンスや演奏を披露し、会場は笑顔に包まれました。

3月11日

幌延中学校卒業式



 時折見せる卒業生の涙に会場は感動に包まれました。式が終わり卒業生が退場すると幌延中学校体育館の2階でおもむろに立ち止まり仲間の絆を表す×の印を卒業生全員で掲げ、最後におしゃれな演出を見せ学び舎を巣立ちました。

2月28日

町民スキー大会

 町民スキー大会が晴天の中、東ヶ丘スキー場で開催されました。幌延小学校、問寒別小学校の児童は日ごろの練習の成果を発揮し、カー杯滑走していました。また、一般の部では親子でのそり競技などがあり、和気あいあい楽しい歓声が上がっていました。



『春の火災予防運動』

1. 実施期間

平成28年4月20日(水)

～4月30日(土) 11日間

2. 統一標語

「無防備な

心に火災が

かくれんぼ」

◎この運動は、火災が発生しやすい時季を迎え、火災により高齢者等を中心とする死傷者の発生を減少させるため、実施しています。火災から身の安全や貴重な財産を失わないためにも、日頃から火気の取扱いなどに十分注意し、防火意識を高めましょう。

3月15日



問寒別小中学校 卒業式



在校生、保護者、地域の方々に見守られながら問寒別中学校の卒業生1名が学び舎を巣立ちました。問寒別中学校の卒業式は地域で送り出すとても温かい卒業式で、校舎から出る際、式の参加者全員でアーチを作り卒業生を送り出す、恒例行事は非常に感動的でした。



幌延町公衆浴場『憩の湯』（幌延町老人福祉センター内） の営業時間が変更となります

～平成28年3月31日

◎平日 午後3時～午後9時
(最終受付：午後8時)

◎土・日・祝祭日
午後1時～午後9時
(最終受付：午後8時)



平成28年4月1日～

◎全ての営業日
午後1時～午後8時
(最終受付：午後7時15分)

休業日 / 毎週水曜日、毎月最終月曜日、1月1日～2日、7月15日、8月15日

問い合わせ先 保健福祉課戸籍福祉グループ 電話 5-1115・告知端末機 5-8813
(旧町民課保健福祉グループ)

インフォメーション

平成27年度全国体力・運動能力、 運動習慣等調査「北海道版報告書」 のお知らせ

北海道教育委員会では、「平成27年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査に関する実施要領」に基づき、道内各市町村の状況及び体力向上策を北海道教育委員会健康・体育課のHPに公表しています。

パソコン等で閲覧できない場合は、担当までお問い合わせください。

URL : <http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ktk/>

問い合わせ先

幌延町教育委員会総務学校グループ

電話 5-1117・告知端末機 5-8817

平成28年度 心身障害者一般巡回相談 のお知らせ

平成28年度の一般巡回相談実施計画が決定しましたので、近隣（宗谷・留萌・上川管内）の開催地及び日程をお知らせします。

稚内市：10月18日(火)～19日(水)

羽幌町：5月24日(火)

留萌市：10月12日(水)

名寄市：6月21日(火)

旭川市：5月10日(火)～11日(水)

8月2日(火)～3日(水)

10月4日(火)～5日(水)

12月13日(火)～14日(水)

2月14日(火)～15日(水)

※会場及び時間については未定です。

◇詳しくは、北海道立心身障害者総合相談所 (011-613-5401) にお問い合わせください。

運転免許更新時 講習のお知らせ

違反運転者講習(2時間)

4月16日(土) 15時30分から
豊富町定住センター「ふらっときた」

一般運転者講習(1時間)

4月16日(土) 14時00分から
豊富町定住センター「ふらっときた」

優良運転者講習(30分)

4月12日(火) 13時00分から
天塩町社会福祉会館

4月16日(土) 13時00分から
豊富町定住センター「ふらっときた」

「ふるさと納税」返礼品ご紹介

今月も、合鴨製品から「サロベツ合鴨すき焼きセット」をご紹介します。



福祉施設の北星園・安心生産農園では、抗生物質を含まないオリジナル飼料と消毒剤を使用しない安全で健康的な環境で合鴨を飼育・加工販売しています。

1万円以上のふるさと納税で進呈される「サロベツ合鴨すき焼きセット」は、ローススライス5袋、鴨オイル1個、すき焼き用タレ2袋のセットで、お好み

の野菜を用意すれば、すぐに美味しい鴨すき焼きのできあがり。



【盛り付け例】

問い合わせ先
幌延町役場 産業振興課企画振興グループ
(旧総務課企画振興グループ)
電話:01632-5-1113

秘境駅：上幌延駅 ～今月の駅ノート～

「駅ノート」のコーナーは今月で4回目。幌延町内の4つの貨車駅舎のうち最後にご紹介するのは上幌延駅の「駅ノート」です。



【秘境駅・上幌延駅を通過する
DE15形ラッセル除雪機関車】

「朝の折り返しで訪問。

板張りのお隣、南幌延とここで最後まで悩みましたが、迷った末、本数の少ない上幌延

にきました。

板張り駅よりも本数が少ないって…。

駅ノートの書きこみの少なさが、到達難易度をよく表している気がします。

札幌市 K. S.

《取材記者・プチ鉄Y》

板張りホームの南幌延駅と悩まれ、本数が少ないことを理由に上幌延駅に来られた旅人。たどり着き難いことが、やはり秘境駅ハンターの心をくすぐるようです。

「駅ノート」には「安牛、南幌延、幌延から(へ)歩いて」とよく書き込みがあり、秘境駅ハンターの皆さまの多くが、徒歩移動という手段を駆使するようです。

「駅ノート」の表紙裏には、なぜか駅来訪者による某アイドルグループの人気投票コーナーがあります…。そんな「上幌延駅」を探索しに行ってみませんか？

春の気象災害 融雪洪水となだれ

4月になり冬の厳しい寒さがやわらぎ、徐々に気温が上昇する季節となってきました。しかし、山間部や山沿いではまだ多くの雪が残っており、「なだれ」や「融雪洪水」の発生が多い時期となりますので注意が必要です。

・なだれとは

なだれには「表層なだれ」と「全層なだれ」があり、この時期は気温の上昇や降水により融けた水で滑りやすくなった地表面上を、積雪層全体が滑り落ちる「全層なだれ」に注意が必要となります。

雪の多い地域に住まわれている方はもちろん、登山やスキーなどのレジャーで多雪地域を訪れる方も最新の気象情報に留意し、雪崩が発生しやすい状況のときには、急な斜面や雪面に亀裂があるなど危険な場所には近づかないでください。

気象庁では、なだれが発生しやすい気象条件が予想されるときには「なだれ注意報」を発表して注意を呼びかけています。

・融雪洪水とは

4月～5月頃に大雨が降ったとき、流域内の積雪が大量に融けて河川の水位や流量が異常に増大することで引き起こされる洪水を言います。

気象庁では大雨や融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したときに「洪水注意報」や「洪水警報」を発表しています。

この時期の河川は流れが速く水も冷たいので、暖かな天気の良い日であっても、川遊びなどで不用意に川に近づくのは危険です。

また、気象庁のホームページでは天気予報等で用いる用語を解説していますので、ぜひご覧ください。



気象状況・天気予報の確認先 稚内地方気象台(電話:0162-23-2678)

※稚内地方気象台ホームページ URL <http://www.jma-net.go.jp/wakkanai/index.html>

※問い合わせ先 稚内地方気象台(電話:0162-23-2679)

二月定例俳句会

幌延ほおずき俳句会

うとうと冬眠に似し長寿眉

横山 貞雄

冬眠に縄かけられず山師かな

熊谷千恵子

我らにも冬眠招く大嵐

富樫とも子

抜けがらも冬眠せしか寺の隅

佐藤 光朗

冬眠の夢は大きく保育園

三浦 宮吉

冬眠を覚めて土偶の長らえし

田中 徹男



幌延町営住宅使用料等の不適正な事務処理のお詫びについて

町営住宅の家賃について、一部入居者に対し、誤った家賃算定を行い徴収していたことが判明しました。

原因は、家賃を算定するシステムで必要な更新作業が行われていなかったため、平成21年度より7年間にわたり、誤った家賃算定が行われていたものです。

過誤徴収の影響額は、

- ・本来家賃より過小に徴収していたもの 73世帯 9,717,700円
- ・本来家賃より過大に徴収していたもの 24世帯 500,100円

これまで家賃を多く徴収していた世帯につきましては、早急に還付手続きを進めさせていただきます。

また、町営住宅駐車場使用料の徴収業務を怠っていたことも判明しました。

なお、この他の不適正な事務処理とあわせて、関係職員の処分の結果を決定次第公表いたします。

この度は、町民の皆様大変なご迷惑をおかけし、町の信頼を大きく失墜させましたことについて、深くお詫び申し上げます。失われた信頼は簡単には回復できませんが、一刻も早く回復するよう、職員一丸となって取り組んでまいります。

幌延町長 野々村 仁

平成28年度の国民年金保険料は月額16,260円です

国民年金の保険料は毎年度改定されます。平成28年度は前年度より670円引き上げられた月額16,260円となります。

保険料の納付にあたっては、便利でおトクな口座振替など様々な方法をご利用いただくことができますので、ご自身の生活スタイルにあった方法を選択し、納付しましょう。

○口座振替（一番おトクな納付方法）

口座振替で納めると手間がかからず、納め忘れを防ぐこともできます。口座振替の手続は、役場やお近くの年金事務所または金融機関の窓口で受け付けています。

○クレジットカード納付（継続納付）

クレジットカードにより定期的に納付する方法です。申込手続は、郵送または年金事務所で受け付けています。詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

○金融機関、郵便局、コンビニ等の窓口での納付

日本年金機構から郵送される納付書を使って、各窓口で納めていただく方法です。お手元に納付書がないときは、お近くの年金事務所までご連絡ください。

国民年金保険料の強制徴収の取組強化などに関連した保険料詐取にご注意ください

年金事務所などの職員をかたり、国民年金保険料を詐取される被害が発生しています。

具体的には次のような事例が報告されていますので、ご注意ください。

ケース1【払わないと差押えすると言われ保険料を詐取された事例】

年金事務所の職員を名乗る男性が、お客様の自宅を訪問し「滞納している国民年金保険料を支払わないと差押えする」と言われ、お客様は男性に現金を支払ってしまった。その際、後日送付すると言われた領収書が届かないため年金事務所に照会したところ、年金事務所の職員をかたった国民年金保険料の詐取であることが発覚。

⇒日本年金機構が発行した写真付身分証明書を確認してください。また、領収証書は必ず受け取ってください。

ケース2【毎月訪問してくる日本年金機構職員をかたる者に保険料を詐取された事例】

日本年金機構の職員を名乗る男性が、お客様の自宅に国民年金保険料を集金に来るので、毎月現金を支払っていた。集金に来なくなったので年金事務所に照会したところ、日本年金機構の職員が訪問して国民年金保険料を集金した事実はなく、日本年金機構の職員をかたった国民年金保険料の詐取であることが発覚。

⇒日本年金機構が発行した写真付身分証明書を確認してください。

ケース3【毎月訪問してくる区役所の委託事業者をかたる者に保険料を詐取された事例】

区役所から委託を受けた民間会社の職員を名乗る男性が、お客様の自宅に国民年金保険料を集金に来るので、毎月現金を支払っていた。

⇒市区町村職員や市区町村が委託した会社が保険料の支払いをお願いすることはありません。国民年金保険料の支払いをお願いするために、お客様の自宅への訪問や電話をするのは、年金事務所の職員か日本年金機構が業務委託した民間事業者だけです。

もしも「怪しい」と感じたら、現金を支払わずに、
「日本年金機構本部」
☎03-5344-1100
「お客様の声受付担当」**2** を押してください。
またはお近くの年金事務所にお問い合わせください。

町民くらしのカレンダー 4月 (April)

注:保セ=保健センター
子セ=子育て支援センター

1 金	幌延町認定こども園 入園式 10:30～ 問寒別生涯学習センター開所式	16 土	
2 土		17 日	
3 日		18 月	国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所)
4 月	問寒別へき地保育所 入所式 10:00～ ウォーキングラリー登録受付開始 (～15日まで、保セ外2ヶ所)	19 火	国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所) わかばひろば 10:30～11:30 (子セ)
5 火	福寿会健康相談 14:00～ (老人福祉センター)	20 水	国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所) 春の火災予防運動 30日まで
6 水	幌延小学校入学式 問寒別小中学校入学式 幌延中学校入学式	21 木	国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所) おひさま子育て会 10:30～ (問寒別町民会館)
7 木		22 金	国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所)
8 金	【問寒別出張診療日】	23 土	
9 土		24 日	
10 日		25 月	親子プログラム 10:30～11:30 (子セ)
11 月	国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所)	26 火	
12 火	国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所) つばみひろば 10:30～11:30 (子セ)	27 水	ますます健康教室 13:30～ (保セ)
13 水	国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所) すくすく健診 13:00～ (保セ)	28 木	
14 木	国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所)	29 金	昭和の日
15 金	国民健康保険被保険者証更新 (役場・問寒別出張所) めばえひろば 10:30～11:30 (子セ)	30 土	

告知端末機「知らせますケン」の 視聴についてのお願い!



告知端末機「知らせますケン」では、通常の行政情報だけでなく、緊急の避難警報など、皆さんにとって重要なお知らせ放送をすることがあります。
電源は必ず入れて、1日1回は視聴するようお願いいたします。

★お悔やみ申し上げます
水間 愛子さん(82歳)字幌延344
小林 緋咲さん(88歳)1北2
井上 龍昭さん(87歳)字幌延903
深澤 一さん(75歳)1北2
丸谷 つたさん(95歳)1北2

戸籍の窓

◇幌延町社会福祉協議会へ
(香典返しの一部)
小林 秀幸さん(母)下 沼
井上 誠一さん(父)札幌市

ご寄付ありがとうございます
じゅんます



サークル紹介

問寒別ミニバレーボール愛好会 会長 遠藤 雅樹さん

今回は「問寒別ミニバレーボール愛好会」を紹介します。会長である遠藤 雅樹さんにお話を伺いました。

Q 問寒別ミニバレーボール愛好会の基本的な活動内容を教えてください。

遠藤会長 問寒別ミニバレーボール愛好会は、会員38名が在籍しており、毎週水曜日問寒別小中学校の体育館を借りて活動しています。活動時間は19:00~21:30ですが、皆がそろってバレーボールを始めるのは大体19時30分頃です。(笑)年齢層は幅広く10代から60代までが一緒に楽しんでいます。会員は高校生から参加可能で中学生以下は保護者同伴という決まりがあります。

Q 大会などに参加しているのでしょうか

遠藤会長 昔は羽幌町や枝幸町などの大会に出場していたのですが、最近はないです。今は町内で開催される大会のみに参加しています。特に問寒別ミニバレーボール愛好会内で行われる大会「ゼニス杯」は景品なども用意されて、愛好会員が一番楽しみにしている大会です。

Q 問寒別ミニバレーボール愛好会の魅力とはなんですか

遠藤会長 バレーボール経験者がいないので、全員和気あいあい

バレーボールが楽しめるところに魅力があると思います。さらにバレーボールだけではなく年に一回地域に貢献しようとゴミ拾いや草刈り、除雪などのボランティア活動をしているので、愛好会だけでなく地域の方々とも親しみやすいサークルです。

Q 最後に読者に伝えたいことはありますか。

遠藤会長 新規入会者誰でも大歓迎です。年齢層も幅広いですし、バレー経験者おりませんので、気兼ねなく入りやすいサークルだと思います。

興味のある方は 問寒別ミニバレーボール愛好会 会長 遠藤雅樹さんまでお問い合わせください。

(問寒別ミニバレーボール愛好会 会長 遠藤 雅樹さん 電話090-1644-6674)



杉本 優愛 ちゃん
(平成27年7月10日生・富岡町)
お父さん 和俊さん
お母さん 絵理さん
我が家の第3子、長女の優愛です。毎日寝返りと方向転換で部屋中大移動します。名前通りの優しく皆に愛される女の子に育ってほしいです。

ほろのべの裏窓

■4月から幌延町役場の組織が大きく変わります。
■課名の変更や今までご利用なさっていた窓口の一部変更などがございますので、広報誌14pと折込によりお知らせしております。組織の改革を行い、住民の皆さまへよりよいサービスを提供させていただきます。ご不明な点等ございましたら、
総務財政課総務グループ (旧総務課総務グループ)
電話 5-1111
告知端末 5-8811
までご連絡ください。
■5月号から広報誌の担当者が変わります。平成26年5月号から新任で広報誌の担当と

なり、約2年間広報誌作成に携わりました。未熟な点が多く、不快に感じた方もいらっしゃるかと思います。勉強が足りません。それでもたくさんの方の取材や町のイベントなどに参加させていただき、幌延町出身ではない私ですが、町のことをたくさん知ることができました。町に溶け込むきっかけを作れたのも、広報誌の業務があったからこそだと感じています。約2年間私達の慣れない取材にご協力いただいた皆さま、そして広報誌を読んでもらっている町民の皆さまに深く感謝いたします。ありがとうございました。
【総務課企画振興グループ】

● 広報誌へのご意見、ご要望をお寄せください ●

総務財政課総務グループ 電話 5-1111
告知端末機 5-8811

	(平成28年2月 末日現在)	男	1,252(-4)
	※()内は前月比	女	1,187(-3)
		計	2,439(-7)
		世帯数	1,266(-5)

秘境駅の里「ほろのべ」

鉄道フォトコンテスト

カメラコースの準大賞2作品のうちの1つは、奈井江町の田澤康史様の作品「星の見える駅」が選ばれました。

【カメラコース 準大賞】



◀ 星の見える駅：田澤康史様 ▶

秘境駅フェスタの際に大賑わいを見せた雄信内駅。北極星がちょうど駅名票の上部に配置されるよう狙いました1時間30分の長時間露光撮影による作品です。

駅のホームから星の軌跡がこんなにも美しく見られるとは！人間の目では見ることができない、まさにカメラのなせる技。

深夜撮影の努力の賜物に魅せられました。これまで見たことのなかった深夜の素敵な雄信内駅をありがとうございました。